



平成30年3月22日  
九州地方整備局  
建設部  
国土交通本省、宗像市同時発表

## 福岡県宗像市の歴史的風致維持向上計画を認定

～九州では8都市目、福岡県内では3都市目の認定～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、宗像大社等の周辺整備を位置づけた福岡県宗像市の歴史的風致維持向上計画（通称：歴史まちづくり計画）について、3月26日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。

九州地方では、これまで7都市が認定を受けているところですが、8都市目の認定となります。

なお、当日は下記のとおり、築国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を市長に対して直接交付します。

### 記

1. 日 時 平成30年3月26日（月）15：10～
2. 場 所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階  
築国土交通大臣政務官室（東京都千代田区霞が関2-1-3）

※報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各市長へのぶら下がり取材が可能です。

※取材をご希望の方は、14:55 までに4階エレベーターホールにお集まりください。

※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

### 【問い合わせ先】

（別紙についての問い合わせ先）

- 九州地方整備局 建政部 都市整備課長 岩井、建設専門官 構木  
TEL：092(471)6331(内線 6161,6163)

（認定式・計画内容等の問い合わせ先）

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 富所、工藤  
TEL：03(5253)8954（直通）
- 文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室 中田、佐々木  
TEL：03(5253)4111(内線 2865,2415)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清水  
TEL：03(3502)6004

## ○歴史的風致維持向上計画とは

「歴史まちづくり法」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

## ○歴史的風致維持向上計画の概要

### 宗像市歴史的風致維持向上計画（福岡県宗像市 認定申請日 H30.2.19）

国指定重要文化財「宗像神社<sup>へつみや</sup>辺津宮本殿」や国指定史跡

「宗像神社境内」及びこれらの周辺地域と、宗像大社で行われる秋季大祭や、漁業と結びついた恵比寿<sup>えびすまつり</sup>祭等の伝統行事、

唐津街道沿いの宿場町である赤間<sup>あかましゆく</sup>宿<sup>ぎおんまつり</sup>における赤間祇園祭

等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、宗像大社等の歴史的建造物の保存修理・活用、ガイダンス施設の整備、

祭礼活動の調査・記録・情報発信等に関する事業等が位置づけられています。



【宗像神社<sup>へつみや</sup>辺津宮】

## ○九州地方整備局管内における認定都市

九州地方整備局管内ではこれまでに7都市が認定を受けており、今回の宗像市の認定により計8都市となります。福岡県内では太宰府市、添田町に次いで3都市目になります。（全国では66都市）

### 九州地方整備局管内においてこれまでに認定を受けた都市

| 市町村名    | 認定日         |
|---------|-------------|
| 熊本県山鹿市  | 平成21年 3月11日 |
| 福岡県太宰府市 | 平成22年11月22日 |
| 佐賀県佐賀市  | 平成24年 3月 5日 |
| 宮崎県日南市  | 平成25年11月22日 |
| 大分県竹田市  | 平成26年 6月23日 |
| 福岡県添田町  | 平成26年 6月23日 |
| 熊本県湯前町  | 平成29年 3月17日 |

# 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間  
平成30年度（2018）～平成39年度（2027）

宗像市は、福岡市と北九州市の両政令指定都市の中間に位置し、北は玄界灘に面し、三方を山に囲まれ、中央を釣川が貫流する地理的条件や自然環境に恵まれた都市である。歴史的には、大陸との対外交流を進めるヤマト王権によって4世紀後半から沖ノ島ではじめられた国家的祭祀への関わりをきっかけに繁栄を築いていった。その後、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）の祭祀が成立したと考えられており、沖ノ島で発掘された対外交流を象徴する銅鏡、武器、馬具などの出土品8万点が国宝に指定されている。そして平成29年、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として世界文化遺産にも登録された。宗像大社の祭礼は形を変えつつ受け継がれ、漁村集落や農村集落の暮らしにとけこんだ行事として今もなお息づいており、この人々の活動と歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域とが一体となって本市を代表する歴史的風致を形成している。本計画は、このような歴史的風致の維持・向上を図り、これを後世に継承することを目的として策定するものである。

## 1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致

宗像大社は沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮の三宮の総称。全国で約6,400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社であり、航海安全だけでなく、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている。みあれ祭をはじめ、古式祭、七夕祭など年間約40もの祭事が行われており、その繁栄を垣間見ることができる。



みあれ祭の様子

## 2. 宗像の浦々にみる歴史的風致

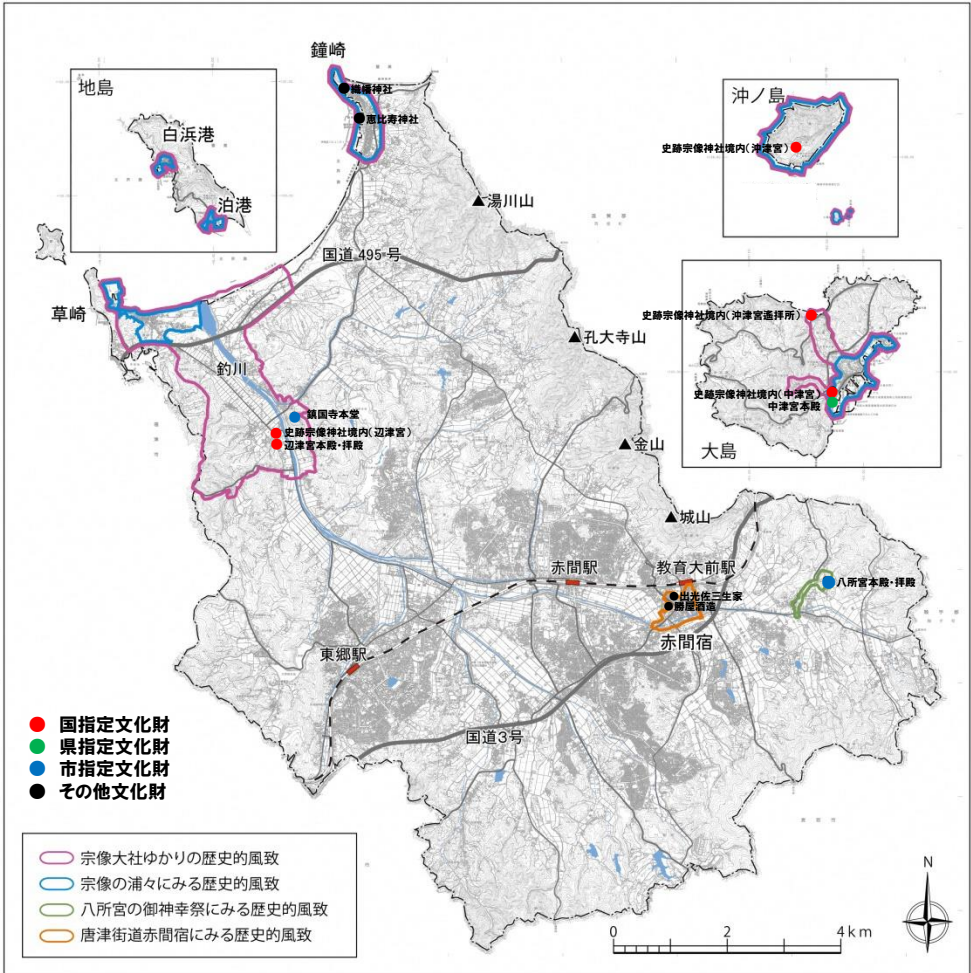
宗像地域の近海は古来より漁業資源に恵まれており、鐘崎や神湊、大島、地島では現在も多くの人が漁業を生業としている。これらの地域では日々の暮らしの中に豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神々がいて、その信仰や風習が今も息づいている。



年中飾られる注連縄



織幡神社春季大祭



## 3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

吉武地区の八所宮の御神幸祭は、神社と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穡を祈る祭りであり、その周辺に広がる田園風景と農村集落のまちなみが一体となったこの地域独自の歴史的風致を形成している。



参道を進む御神幸行列

## 4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

江戸時代に宿場町として栄えた赤間宿では、酒造りなどの生業や、赤間祇園祭やあびす祭をはじめとする季節ごとに行われる様々な祭事も継承されており、これらの光景は唐津街道を背景として発展した宿場町の面影と当時の人々の思いの一端を伝えるものである。



赤間あびす座

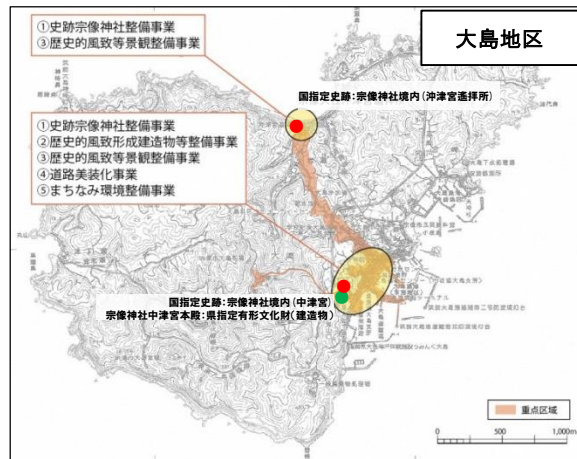
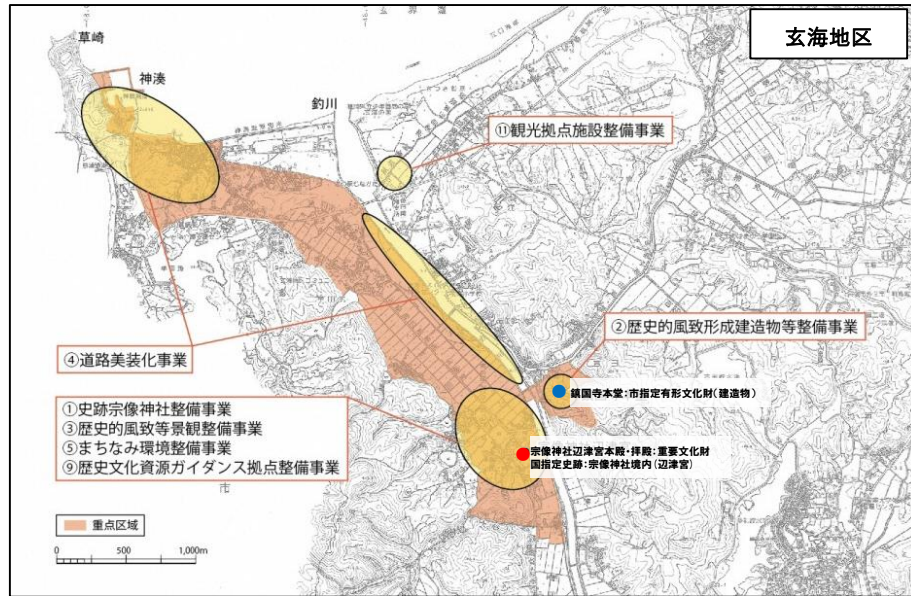


# 宗像市の重点区域における施策・事業概要

重点区域の名称と面積

宗像市歴史的風致維持向上地区 約 260ha

(沖ノ島地区:約2ha、大島地区:約28ha、玄海地区:約230ha)



【宗像市全域を対象としたソフト事業】

- ⑥無形民俗文化財等調査支援等事業
- ⑦歴史文化資産継承支援事業
- ⑧歴史文化基本構想策定事業

- ⑩歴史文化資産普及啓発事業
- ⑫観光受入環境整備事業
- ⑬地域活性化支援事業

- 国指定文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財

## ア 歴史的風致建造物の保存・活用に関する事業

### ①史跡宗像神社整備事業

史跡宗像神社境内にある建造物や広場などの整備・修理を行うほか、歴史的建造物の防災対策や防犯対策を図る。



辺津宮本殿

### ②歴史的風致形成建造物等整備事業

歴史的風致を形成する建造物等の修復や修景、を行い、歴史的風致形成建造物等の周辺環境整備を行う。



鎮国寺本堂

## イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する事業

### ③歴史的風致等景観整備事業

良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等の整備を行う。



辺津宮

### ④道路美装化事業

鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、回遊性とまちなみ景観の向上を図る。



大島の市道

## ウ 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援・継承に関する事業

### ⑦歴史文化資産継承支援事業

地域の伝統行事の継承に取り組む組織と連携協力しながら継承者の発掘、育成や、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。



しめ縄づくり

## エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業

### ⑨歴史文化資産ガイダンス拠点整備事業

宗像大社辺津宮に隣接する敷地において、既存文教施設等の周辺環境への調和とその諸機能の再配置を行うとともに、世界遺産の総合的なガイダンス機能を担い、調査研究と公開活用を連携して行う拠点施設の整備を行う。



## 同時発表

文部科学省、農林水産省、  
近畿地方整備局、九州地方  
整備局、宗像市、和歌山市

平成30年3月22日  
都市局公園緑地・景観課

## 福岡県宗像市・和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画を認定 ～築政務官より各市長に認定証を直接交付します～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画について、3月26日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、築国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付します。

今回の福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の認定により、当該計画の認定都市数は、66市町となります。（詳細は別紙参照）

## 【認定式】

1. 日 時 平成30年3月26日（月）15：10～

2. 場 所 築国土交通大臣政務官室  
（千代田区霞が関2－1－3 中央合同庁舎3号館4階）

\* 報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各市長へのぶら下がり取材が可能です。

\* 取材をご希望の方は、14:55 までに4階エレベーターホールにお集まりください。

\* 国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

## 【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課  
景観・歴史文化環境整備室 富所、工藤  
TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32986) 03(5253)8954(直通)  
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室 中田、佐々木  
TEL：03(5253)4111(内線 2865, 2415)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清水  
TEL：03(3502)6004

## 歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 30 年 3 月  
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等64市町の計画を認定しています。

このたび、福岡県宗像市、和歌山県和歌山市の歴史的風致維持向上計画を3月26日に認定し、認定都市数は66市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP：

[http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html)

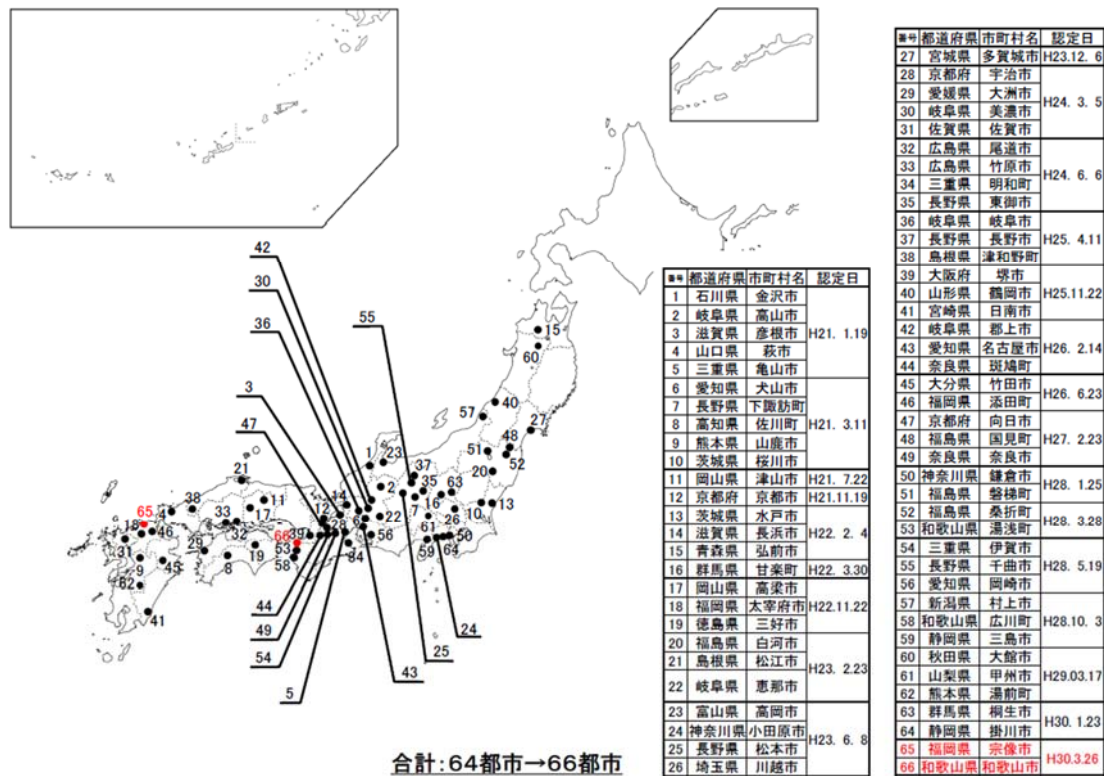


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況



## ■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

### ○宗像市歴史的風致維持向上計画（福岡県宗像市 認定申請日 H30. 2. 19）

国指定重要文化財「宗像神社<sup>へつみや</sup>辺津宮本殿」や国指定史跡「宗像神社境内」及びこれらの周辺地域と、宗像大社で行われる秋季大祭や、漁業と結びついた恵比寿<sup>えびすまつり</sup>祭等の伝統行事、唐津街道沿いの宿場町である赤間<sup>あかましゆく</sup>宿<sup>ぎおんまつり</sup>における赤間祇園祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、宗像大社等の歴史的建造物の保存修理・活用、ガイダンス施設の整備、祭礼活動の調査・記録・情報発信等に関する事業等が位置づけられています。



【宗像神社辺津宮】

### ○和歌山市歴史的風致維持向上計画（和歌山県和歌山市 認定申請日 H30. 2. 22）

国指定名勝<sup>わか うら</sup>「和歌の浦」や、国指定重要文化財<sup>きみいでら</sup>紀三井寺<sup>ごこくいんたほうとう</sup>「護国院多宝塔」及びその周辺地域と、紀州東照宮<sup>きしゅうとうしょうぐうれい</sup>例<sup>たいさい</sup>大祭や紀三井寺境内の湧水の保全活動、和歌浦湾の漁業<sup>のぼり</sup>と結びついた幟<sup>のぼり</sup>揚げ神事等の伝統行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、紀州東照宮等の歴史的建造物の保存修理や公開活用、紀三井寺周辺等の修景整備、和歌祭等の祭礼活動に係る活動支援や担い手育成に関する事業等が位置づけられています。



【紀州東照宮例大祭（和歌祭）】

## ■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。
- 二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）

## 認定歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置

